

20th Anniversary
第20回 ヨロンマラソン
 日本陸上競技連盟公認

★参加者募集中★
 2011.3.6 (日) 開催

開催日：2011年3月6日(日)
 会場：与論町日本陸連公認
 42.195キロコース・21.0975キロコース
 種目：フルマラソン／7時間
 リレーマラソン(5名1組)／7時間
 ハーフマラソン／5時間
 参加資格：フル／18歳以上(高校生を除く)
 ハーフ・リレー／中学生以上
 定員：1,500人(リレー先着20組)
 参加料：フル・ハーフ/4,000円
 リレー1チーム/15,000円
 申込期限：2011年1月21日(金)



20年の想い出と
 新たな感動のはじまり

お申し込み
 お問い合わせ先 ヨロンマラソン事務局 **0997-97-5123**

**★中学校卒業者を対象とした
 募集制度です!**

【陸上自衛隊高等工科学校の概要】
 将来陸上自衛隊において、高機能化・システム化された装備品を駆使・運用するとともに、国際社会においても自信を持って対応できる自衛官となる者を養成するために、中学校卒業者等を対象に採用する制度です。

【学校の所在地】
 神奈川県横須賀市
 高等学校(普通科)と同等の教育を受け、生徒課程終了時に高等学校の卒業資格を取得することができます。

【待遇】
 身分：特別職国家公務員(生徒)
 ※自衛官ではありません
 手当：生徒手当月額94,900円
 期末手当2回(6月・12月)
 衣食住：宿舎は無料。食事・制服類・寝具については、支給又は貸与。

【応募資格】
 平成23年4月1日現在、15歳以上17歳未満(平成6年4月2日から平成8年4月1日までの間に生まれた者)の男子で、中学校卒業者又は中

必ずチェック 最低賃金！
 使用者も労働者も

鹿児島県 最低賃金

1時間 642円

【効力発生日】
 平成22年10月28日

鹿児島労働局
 労働基準部賃金室
 TEL: 099-223-8278

等教育学校の前期課程修了者(平成23年3月に中学校卒業又は中等教育学校の前期課程修了見込みの者を含む。)

【受付期間】
 平成22年11月1日(月)～
 平成23年1月7日(金)迄(締切日必着)

【試験期日】
 平成23年1月22日(土)(試験科目：国語・社会・数学・理科・英語・作文(500字程度))

【試験場】
 徳之島合同庁舎2F会議室

【資料請求・お問い合わせ先】
 自衛隊鹿児島地方連絡部
 徳之島駐在員事務所
 大島郡徳之島町亀津北553-1
 電話番号：0997-183-3080(FAX兼用)又は、自衛官募集事務担当者(役場)までお気軽にご連絡下さい。

放送大学
 4月生募集のお知らせ

放送大学では平成23年度第1学期(4月入学)の学生を募集しています。
 放送大学はテレビやラジオの放送を通して学ぶ遠隔教育の大学です。
 働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で幅広い世代、職業の方が学んでいます。
 心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学等、幅広い分野を学べます。
 出願期間は2月28日まで。
 資料を無料で差し上げています。
■お問い合わせ・資料請求先
 放送大学鹿児島学習センター
【TEL099(239)3811】
 放送大学ホームページでも受け付けております。

戸籍の窓
 9月10月

※婚姻、出生、死亡とも掲載承諾を頂いた方のみを掲載しています。(敬称略)

お誕生おめでとうござります

9月届出分

西美みくる
 沖希空
 池田悠剛

10月届出分

川畑慶将
 力古里
 池田悠剛

9月届出分

兼高野和寿美
 兼高野和寿美

9月届出分

岩山直紀
 林直行
 市ウシ

10月届出分

町永嶺為
 竹本チヨ
 91歳 叶

いつまでもお幸せに

9月届出分

池田知子
 鶴木鶴也
 池田知子

10月届出分

岩山直紀
 林直行
 市ウシ

9月届出分

岩山直紀
 林直行
 市ウシ

10月届出分

町永嶺為
 竹本チヨ
 91歳 叶



年末・年始、お酒の機会が増えるこの季節。
 適正飲酒に努めましょう!

これから年末・年始にかけては、クリスマスや忘年会・新年会など、飲酒の機会が増えます。飲酒による事故をなくすために、気をつけなければならないことは何でしょうか?

■ご存知ですか? 「アルハラ」 ■飲み会主催者・参加者の「5つの責任」

「アルハラ」とはアルコール・ハラスメントの略で、飲酒にまつわる人権侵害のことをいいます。最悪の場合、命を奪うことも。つぎの項目について、1つでもあてはまったら、アルハラになります。

1. アルハラをなくすこと。
 飲酒にまつわる嫌がらせ・人権侵害をしてはいけません。飲めない人への配慮として、ノンアルコール飲料を用意しましょう。
2. 吐く人を出さないこと。
 「吐けば大丈夫」という考え方は非常に危険です。限界以上に飲ませないように心がけましょう。
3. 酔いつぶれた人が出たら、介抱し、保護すること。
 決して放ったらかしにしてはいけません。救急医療に連絡するなど対処しましょう。
4. 未成年者に飲酒させてはいけません。
 法律で禁止されています。20歳未満は身体が未発達なため、飲酒による影響が大きいということを忘れてはいけません。
5. 車を運転する予定の人に飲酒させてはいけません。
 飲酒した人はもちろん、勧めた人も法的に罰せられます。飲酒運転が惨劇を生み出すことを理解しましょう。

1. 飲酒の強要
2. イッキ飲ませ
3. 意図的な酔いつぶし
4. 飲めない人への配慮を欠くこと
5. 酔ったうえでの迷惑行為